

浜松市国民保護計画 新旧対照表

浜松市国民保護計画 新旧対照表

頁	編	旧	新
1	第1編	<p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>(略)</p> <p>1 市の責務及び計画の位置づけ</p> <p>(1)市の責務</p> <p>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号。以下「法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び静岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、浜松市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2)市国民保護計画の位置づけ</p> <p>市は、その責務を全うするため、法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>(略)</p> <p>1 市の責務及び計画の位置づけ</p> <p>(1)市の責務</p> <p>市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（<u>(脚注へ転記)</u> 以下「法」という。）その他の法令、「国民の保護に関する基本指針」（<u>(脚注へ転記)</u> 以下「基本指針」という。）及び静岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、浜松市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>(2)市国民保護計画の位置づけ</p> <p>市は、その責務を全うするため、法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>国民保護計画等の体系</p> <pre> graph TD A[基本指針(法第32条)] --> B[県国民保護計画(法第34条)] B --> C[市国民保護計画(法第35条)] </pre> </div>

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	<p>(3) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、法第 35 条第 2 項各号及び第 184 条第 1 項の大都市の特例に掲げる次の事項について定める。</p> <p>ア <u>市域に係る</u> 国民保護措置の総合的な推進に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>カ その他<u>市域に係る</u> 国民保護措置に関し市長が必要と認める事項</p> <p>(略)</p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市国民保護計画の変更手続</p> <p>市国民保護計画の変更にあたっては、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、静岡県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（<u>平成 16 年 9 月 15 日政令第 275 号</u>。以下「政令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>(略)</p> <p>1 市及び関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <p>（指定行政機関の地方支分部局 <u>（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）</u>その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるものをいう。）</p>	<p>(3) 市国民保護計画に定める事項</p> <p>市国民保護計画においては、<u>市内における</u>法第 35 条第 2 項各号及び第 184 条第 1 項の大都市の特例に掲げる次の事項について定める。</p> <p>ア 国民保護措置の総合的な推進に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>カ その他<u>市内における</u> 国民保護措置に関し市長が必要と認める事項</p> <p>(略)</p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市国民保護計画の変更手続</p> <p>市国民保護計画の変更にあたっては、法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、静岡県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（<u>（脚注へ転記）</u>以下「政令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 章 市及び関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>(略)</p> <p>1 市及び関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <p>（指定行政機関の地方支分部局 <u>（脚注へ転記）</u>その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるものをいう。）</p>
--	---	---

浜松市国民保護計画 新旧対照表

機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱
(略)	(略)	(略)	(略)
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧	中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、 <u>ダム</u> 、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(4) 指定公共機関</p> <p>(「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第6号に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。)</p>		<p>(4) 指定公共機関</p> <p>(「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第3条」及び「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2条第7号に規定する指定公共機関の公示」により指定されている機関をいう。)</p>	
機関の区分	事務又は業務の大綱	機関の区分	事務又は業務の大綱
(略)	(略)	(略)	(略)
郵便事業株式会社	1 郵便の確保	郵便事業を営む者	1 郵便の確保
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(5) 指定地方公共機関</p> <p>(<u>都道府県</u>の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社 (<u>地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。</u>)、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人 (<u>地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項の地方独立行政法人をいう。</u>)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。)</p>		<p>(5) 指定地方公共機関</p> <p>(<u>県内</u>において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社 (<u>脚注へ転記</u>)、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人 (<u>脚注へ転記</u>)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するものをいう。)</p>	

浜松市国民保護計画 新旧対照表

		機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱			機関の区分及び名称	事務又は業務の大綱
		(略)	(略)			(略)	(略)
		運送事業者 社団法人静岡県バス協会 (略) 社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保			運送事業者 <u>一般</u> 社団法人静岡県バス協会 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
		ガス事業者 (略) 社団法人静岡県 <u>エルピー</u> ガス協会	1 ガスの安定的な供給			ガス事業者 (略) <u>一般</u> 社団法人静岡県 <u>L.P</u> ガス協会	1 ガスの安定的な供給
		病院その他の医療機関 社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県看護協会 社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保			病院その他の医療機関 <u>一般</u> 社団法人静岡県医師会 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会 <u>公益</u> 社団法人静岡県病院協会	1 医療の確保
		道路の管理者 静岡県道路公社	1 道路の管理			道路の管理者 静岡県道路公社	1 道路の管理
		2 関係機関等の連絡先 関係機関等 <u>(前記1の関係機関のほか、協定締結市町村や自治会等との関係する機関を含む。)</u> の連絡先については、別に定める。				2 関係機関等の連絡先 関係機関等 <u>(脚注へ転記)</u> の連絡先については、別に定める。	
11	第1編	第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地形 市は静岡県の西部地方に位置し、東は天竜川、西は浜名湖に面し、さらには、南は太平洋に面する遠州灘、北は南アルプス連峰と四方を異なる環境に囲まれている。 東西の距離は約 52km、南北の距離は約 73 km、面積は約 <u>1,511</u> km ² であり、海岸線の延長は約 18 kmに及んでいる。				第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地形 市は静岡県の西部地方に位置し、東は天竜川、西は浜名湖に面し、さらには、南は太平洋に面する遠州灘、北は南アルプス連峰と四方を異なる環境に囲まれている。 東西の距離は約 52km、南北の距離は約 73 km、面積は約 <u>1,558</u> km ² であり、海岸線の延長は約 18 kmに及んでいる。	

浜松市国民保護計画 新旧対照表

12	第1編	<p>(略)</p> <p>4 道路の位置等</p> <p>市内の主な道路としては、磐田市及び豊川市に繋がる東名高速道路のほか、磐田市及び新居町に繋がる国道1号、中区から磐田市に繋がる国道150号、東区から中区を通り飯田市に繋がる国道152号、西区から中区及び北区を通り新城市に繋がる国道257号、新城市及び湖西市に繋がる国道301号、<u>川根本町及び豊橋市に繋がる国道362号</u>、川根本町及び東栄町に繋がる国道473号がある。</p> <p>その他、主な県道としては、天竜区から愛知県の東栄町に<u>通じる</u>県道9号、東区<u>及び</u>天竜区を繋ぐ県道45号、西区<u>及び</u>北区を繋ぐ県道49号、東区、中区及び西区を環状に繋ぐ県道65号、浜北区と北区を繋ぐ県道68号等がある。</p>	<p>(略)</p> <p>4 道路の位置等</p> <p>市内の主な道路としては、磐田市及び豊川市に繋がる東名高速道路のほか、<u>磐田市及び新城市に繋がる新東名高速道路、北区から新城市に繋がる三遠南信自動車道</u>、磐田市及び新居町に繋がる国道1号、中区から磐田市に繋がる国道150号、東区から中区を通り飯田市に繋がる国道152号、西区から中区及び北区を通り新城市に繋がる国道257号、<u>西区から湖西市を通り</u>新城市に繋がる国道301号、川根本町及び東栄町に繋がる国道473号がある。</p> <p>その他、主な県道としては、天竜区から愛知県の東栄町に<u>繋がる</u>県道9号、東区<u>から</u>天竜区に<u>繋がる</u>県道45号、西区<u>から</u>北区に<u>繋がる</u>県道49号、東区、中区及び西区を環状に繋ぐ県道65号、浜北区<u>から</u>北区に<u>繋がる</u>県道68号等がある。</p>						
		<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>(略)</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市国民保護計画では、想定される武力攻撃事態を次の4類型とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 態 類 型</th> <th>想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 着上陸侵攻</td> <td> <p>(1) 概要</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 態 類 型	想 定	1 着上陸侵攻	<p>(1) 概要</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>(略)</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市国民保護計画では、想定される武力攻撃事態を次の4類型とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>特徴と留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 着上陸侵攻</td> <td> <p>(1) 概要</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	類 型	特徴と留意点
事 態 類 型	想 定								
1 着上陸侵攻	<p>(1) 概要</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>(略)</p>								
類 型	特徴と留意点								
1 着上陸侵攻	<p>(1) 概要</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、侵攻国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>(略)</p>								

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	<p><u>オ</u> 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</p>		<p><u>(3) 留意点</u> <u>ア</u> 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。 <u>イ</u> <u>ダムが破壊された場合、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</u></p>
<p><u>事 態 類 型</u></p> <p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p><u>想 定</u></p> <p>(1) 概要 (略)</p> <p>(2) 特徴 (略)</p> <p><u>ウ</u> ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関（消防組織法第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と県、県警察は、海上保安部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>	<p><u>類 型</u></p> <p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p><u>特徴と留意点</u></p> <p>(1) 概要 (略)</p> <p>(2) 特徴 (略)</p> <p><u>(3) 留意点</u> ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関（消防組織法第9条に規定する消防本部、消防署、消防団をいう。以下同じ。）を含む。）と県、県警察は、海上保安部等及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
<p><u>事 態 類 型</u></p> <p>3 弾道ミサイル攻撃</p>	<p><u>想 定</u></p> <p>(1) 概要</p>	<p><u>類 型</u></p> <p>3 弾道ミサイル攻撃</p>	<p><u>特徴と留意点</u></p> <p>(1) 概要</p>

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC（核（Nuclear）又は生物剤（Biological）若しくは化学剤（Chemical）をいう。以下同じ。）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC（核（Nuclear）又は生物剤（Biological）若しくは化学剤（Chemical）をいう。以下同じ。）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 留意点</u></p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 906 517 954">事 態 類 型</th> <th data-bbox="517 906 1160 954">想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 954 517 1423">4 航空攻撃</td> <td data-bbox="517 954 1160 1423"> <p>(1) 概要</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 態 類 型	想 定	4 航空攻撃	<p>(1) 概要</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 906 1451 954">類 型</th> <th data-bbox="1451 906 2128 954">特徴と留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 954 1451 1423">4 航空攻撃</td> <td data-bbox="1451 954 2128 1423"> <p>(1) 概要</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 留意点</u></p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻</p> </td> </tr> </tbody> </table>	類 型	特徴と留意点	4 航空攻撃	<p>(1) 概要</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 留意点</u></p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻</p>
事 態 類 型	想 定									
4 航空攻撃	<p>(1) 概要</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲</p>									
類 型	特徴と留意点									
4 航空攻撃	<p>(1) 概要</p> <p>重要な施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃をいう。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 留意点</u></p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻</p>									

浜松市国民保護計画 新旧対照表

に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある

撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある

(2) その他特殊な対応が必要となるNBC攻撃（NBCを用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴については、次のとおりである。

(2) その他特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の種類と特徴については、次のとおりである。

事態類型	想定
1 核兵器等	(1) 概要 (略) (2) 特徴 ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線によ

種類	特徴
1 核兵器等	(1) 概要 (略) (2) 特徴 ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線によ

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	<p>る熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>(略)</p>		<p>る熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>(略)</p> <p><u>エ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></p>										
2	生物兵器	(略)	2	生物兵器	(略)								
3	化学兵器	(略)	3	化学兵器	(略)								
2 緊急処理事態		2 緊急処理事態											
(略)		(略)											
(1) 市国民保護計画では、想定される緊急処理事態を次の <u>分類による4事態</u> とする。		(1) 市国民保護計画では、想定される緊急処理事態を次の4 <u>類型</u> とする。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 態 類 型</th> <th>想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>攻撃対象施設等による分類</u></td> <td> (1) 概要 (略) 特徴 (略) (2) 概要 (略) 特徴 (略) </td> </tr> </tbody> </table>		事 態 類 型	想 定	1 <u>攻撃対象施設等による分類</u>	(1) 概要 (略) 特徴 (略) (2) 概要 (略) 特徴 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>特 徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>危険物質を有する施設等への攻撃</u></td> <td> (1) 概要 (略) (2) 特徴 (略) </td> </tr> <tr> <td>2 <u>多数の人が集まる施設、大量輸送機器等への攻撃</u></td> <td> (1) 概要 (略) (2) 特徴 (略) </td> </tr> </tbody> </table>		類 型	特 徴	1 <u>危険物質を有する施設等への攻撃</u>	(1) 概要 (略) (2) 特徴 (略)	2 <u>多数の人が集まる施設、大量輸送機器等への攻撃</u>	(1) 概要 (略) (2) 特徴 (略)
事 態 類 型	想 定												
1 <u>攻撃対象施設等による分類</u>	(1) 概要 (略) 特徴 (略) (2) 概要 (略) 特徴 (略)												
類 型	特 徴												
1 <u>危険物質を有する施設等への攻撃</u>	(1) 概要 (略) (2) 特徴 (略)												
2 <u>多数の人が集まる施設、大量輸送機器等への攻撃</u>	(1) 概要 (略) (2) 特徴 (略)												

浜松市国民保護計画 新旧対照表

		事態類型	想定			類型	特徴
20	第2編	第1章 組織・体制の整備等	第1 市における組織・体制の整備 (略)	2 攻撃手段による 分類	(1) 概要 (略) 特徴 ア ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 イ 小型核爆弾の特徴は、前記1(2)の武力攻撃事態の核兵器等の特徴と同様である。 (略)	3 大量殺傷物質による攻撃	(1) 概要 (略) (2) 特徴 ア ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 イ 小型核爆弾の特徴は、武力攻撃事態の核兵器等の特徴と同様である。 (略)
				(1) 概要 (略) 特徴 (略)	4 破壊手段として 交通機関等を用いた攻撃	(1) 概要 (略) (2) 特徴 (略)	
		第1章 組織・体制の整備等	第1 市における組織・体制の整備 (略)		第1章 組織・体制の整備等	第1 市における組織・体制の整備 (略)	
		4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (略)	(2) 国民の権利利益に関する文書の保存 市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、浜松市文書規則（平成13年3月30日浜松市規則第49号）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。		4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (略)	(2) 国民の権利利益に関する文書の保存 市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、浜松市文書規則（脚注へ転記）の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。	

浜松市国民保護計画 新旧対照表

23	第2編	<p>(略)</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 県との連携等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3 近隣市町村との連携等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>4 指定公共機関等との連携等</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう常備消防機関とともに、救護病院、医師会等との連絡体制を確認<u>するとともに</u>平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークを利用して、広域的な連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>5 自主防災組織に対する支援</u></p> <p>(略)</p> <p><u>6 ボランティア団体に対する支援</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>2 自衛隊との連携</u></p> <p><u>市は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊との緊密な連携を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3 県との連携等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>4 近隣市町村との連携等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>5 指定公共機関等との連携等</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう常備消防機関とともに、救護病院、医師会等との連絡体制を確認<u>し</u>平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークを利用して、広域的な連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 自主防災組織に対する支援</u></p> <p>(略)</p> <p><u>7 ボランティア団体に対する支援</u></p> <p>(略)</p>
26	第2編	<p>第3 通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 通信体制の確保に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設及び設備</p> <p>ア 通信設備等の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構</p>	<p>第3 通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>2 通信体制の確保に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>(1) 施設及び設備</p> <p>ア 通信設備等の施設について、通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構</p>

浜松市国民保護計画 新旧対照表

28	第2編	<p>築を図る。</p> <p>イ <u>複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等により障害発生時における情報収集システムの整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、通信設備を定期的に点検する。</p> <p>(2) 運用</p> <p>ア 夜間、休日等においては、消防<u>本部</u>に切り替え、体制を確保するとともに、平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>(略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、国民保護措置における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を<u>図る。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 県警察等との連携</p>	<p>築を図る。</p> <p>イ <u>武力災害による被害を受けた場合に備え、緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) 等、複数の情報伝達手段の整備 (有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、<u>国民保護措置の実施に必要な</u>通信設備を定期的に点検する。</p> <p>(2) 運用</p> <p>ア 夜間、休日等においては、<u>浜松市消防局消防指令センター</u>に切り替え、体制を確保するとともに、平素から情報の収集連絡体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>(略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、国民保護措置における警報の伝達等に必要となる<u>緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T) 及び同報系その他の防災行政無線の整備に努める。また、防災行政無線の整備においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備</u></p> <p><u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム (J-ALERT) を整備する。</u></p> <p>(4) 県警察等との連携</p>
----	-----	--	---

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの周知</p> <p>国民保護に係るサイレン音 <u>(平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて(通知)」)</u> については、住民に十分な周知を図る。</p> <p>(5) 多数の者が利用する施設を管理する者に対する警報の伝達のための準備</p> <p>(略)</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>市長は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関し、知事に報告する。</p> <p><u>市長が収集する安否情報は、次のとおりである。</u></p> <p><u>なお、市長は、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により情報を収集し、同省令第2条に規定する様式第3号により知事に報告する。</u></p> <div data-bbox="271 967 844 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>ア 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 現在の住所</p> </div> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(5) 国民保護に係るサイレンの周知</p> <p>国民保護に係るサイレン音 <u>(脚注へ転記)</u> については、住民に十分な周知を図る。</p> <p>(6) 多数の者が利用する施設を管理する者に対する警報の伝達のための準備</p> <p>(略)</p> <p>(7) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>(略)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式</p> <p>市長は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関し、<u>「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて知事に報告する。</u></p> <p>(略)</p> <div data-bbox="1205 967 1778 1219" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>ア 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 現在の居所</p> </div> <p>(略)</p> <p><u>4 安否情報システムの利用</u></p> <p><u>市は、安否情報の収集・提供を円滑に行うため、総務省消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下、「安否情報システム」という。)を利用する。なお、</u></p>
--	---	--

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	31 第2編	<p><u>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</u></p> <p>市長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な研修・訓練を行うとともに、必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災情報の報告は「<u>火災・災害等報告取扱要領(平成15年8月25日付け浜消達117号)</u>」<u>第3災害報告に規定する別記第3号様式</u>による。</p> <p>(略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>安否情報システムが利用できない場合は、電子メールやFAX等を利用する。</u></p> <p><u>5 被災情報の収集・報告に必要な準備</u></p> <p>市長は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報の収集・連絡に当たる担当者を定め、必要な研修・訓練を行うとともに、必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、被災情報の報告は「<u>(2) 被災情報報告様式</u>」による。</p> <p>(略)</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、<u>武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</u></p> <p><u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(略)</p>
	33 第2編	<p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>○ 避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める <u>(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)</u>。</p> <p>1 避難に関する基本的な事項</p> <p>(1) 基礎的な資料の準備</p> <p>市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、</p>	<p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>○ 避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める <u>(脚注へ転記)</u>。</p> <p>1 避難に関する基本的な事項</p> <p>(1) 基礎的な資料の準備</p> <p>市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、</p>

浜松市国民保護計画 新旧対照表

<p>避難施設のリスト等の次に掲げる基礎的な資料を準備する。</p> <p>ア 住宅地図 (略)</p> <p>ク 町内会・自治会、自主防災組織、民間事業者等の連絡先等一覧</p> <p><u>ケ</u> その他避難及び救援に必要な資料 (略)</p> <p>(3) 高齢者、障害のある人、その他特に配慮を要する者への対応 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応<u>を参考にして、避難対策を講じる。</u> (略)</p> <p>5 避難施設の指定</p> <p>(1) 避難施設の指定の考え方 (略)</p> <p>(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項</p> <p>ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定する。 また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設についても指定するよう配慮する。</p> <p>イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。 <u>また、都市部においては、地下道、地下駐車場等を必要に応じて指定する。</u></p> <p>ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確</p>	<p>避難施設のリスト等の次に掲げる基礎的な資料を準備する。</p> <p>ア 住宅地図 (略)</p> <p>ク 町内会・自治会、自主防災組織、民間事業者等の連絡先等一覧</p> <p><u>ケ</u> <u>消防機関のリスト</u></p> <p><u>コ</u> <u>避難行動要支援者名簿</u></p> <p><u>サ</u> その他避難及び救援に必要な資料 (略)</p> <p>(3) 高齢者、障害のある人、その他特に配慮を要する者<u>等避難行動要支援者</u>への対応 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応<u>として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。</u> <u>その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心に避難行動要支援者支援業務をを迅速に行えるよう職員の配置に留意する。</u> (略)</p> <p>5 避難施設の指定</p> <p>(1) 避難施設の指定の考え方 (略)</p> <p>(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項</p> <p>ア 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定する。 また、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設についても指定するよう配慮する。</p> <p>イ 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物<u>や地下街等の地下施設</u>を指定するよう配慮する。</p> <p>ウ <u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の</u></p>
--	---

浜松市国民保護計画 新旧対照表

39	第3編	<p>保に努めるよう配慮する。</p> <p>エ 危険物質等 <u>(法第 103 条第 1 項に規定する物質をいう。)</u> の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>市は、その区域内に所在する次に掲げる生活関連等施設 <u>(政令第 27 条に規定する施設をいう。)</u> について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。</p> <p>第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>初動連絡</u>体制の確立及び初動措置</p> <p>(1) <u>初動連絡</u>体制</p> <p>ア 市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、市としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別に定める <u>初動連絡</u>体制をとる。</p> <p>イ 市は、<u>動連絡</u>体制をとったときは、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、県に連絡する。</p> <p>この場合において、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) <u>初動連絡</u>体制における初動措置</p> <p>ア 市は、<u>初動連絡</u>体制において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法 <u>(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)</u> に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法 <u>(昭和 36 年 11 月 15 日法</u></p>	<p><u>収容人数を把握し、</u>一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。</p> <p>エ 危険物質等 <u>(脚注へ転記)</u> の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>市は、その区域内に所在する次に掲げる生活関連等施設 <u>(脚注へ転記)</u> について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。</p> <p>第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>事前配備</u>体制の確立及び初動措置</p> <p>(1) <u>事前配備</u>体制</p> <p>ア 市長は、<u>市内外において、</u>多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握したときにおいては、市としての確かつ迅速に対処するため、速やかに別に定める <u>事前配備</u>体制をとる。</p> <p>イ 市は、<u>事前配備</u>体制をとったときは、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、県に連絡する。</p> <p>この場合において、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p> <p>(2) <u>事前配備</u>体制における初動措置</p> <p>ア 市は、<u>事前配備</u>体制において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法 <u>(脚注へ転記)</u> に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法 <u>(脚注へ転記)</u> 等に基づく避難の指示、警戒区域</p>
----	-----	--	--

浜松市国民保護計画 新旧対照表

41	第3編	<p><u>律第223号</u>等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>市は、警察官職務執行法 (<u>昭和23年7月12日法律第136号</u>) に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 市対策本部に移行する場合の調整</p> <p>(1) 市長は、<u>初動連絡</u>体制をとった後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、初動連絡体制を廃止する。</p> <p>(略)</p> <p>3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、<u>初動連絡</u>体制をとり、即応体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>(略)</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>イ 市対策本部の設置</p> <p>市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。</p> <p>なお、事前に<u>初動連絡</u>体制又は市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</p> <p>市は、警察官職務執行法 (<u>脚注へ転記</u>) に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>2 市対策本部に移行する場合の調整</p> <p>(1) 市長は、<u>事前配備</u>体制をとった後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、初動連絡体制を廃止する。</p> <p>(略)</p> <p>3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、<u>事前配備</u>体制をとり、即応体制の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>(略)</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>イ 市対策本部の設置</p> <p>市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。</p> <p>なお、事前に<u>事前配備</u>体制又は市災害対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。</p> <p>(略)</p>
----	-----	--	--

浜松市国民保護計画 新旧対照表

45	<p>カ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、浜松市消防<u>本部</u>を市対策本部の予備施設として指定する。</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p> <p>1 国・県の対策本部等との連携</p> <p>市は、各種の調整や情報共有を行うなど県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と密接な連携を図る。</p> <p>また、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、<u>避難住民の誘導及び救援等の国民保護措置に関し、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（自衛隊法第77条の4に基づくもの、以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。</u></p> <p>また、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、静岡地方協力本部長等を通じて、防衛大臣に連絡する。</p> <p>(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（<u>自衛隊法第76条</u>）並びに治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（<u>自衛隊法第78条</u>）及び知事の要請に基づく出動（<u>自衛隊法第81条</u>））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p>	<p>カ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合など市対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、浜松市消防<u>局・中消防署合同庁舎</u>を市対策本部の予備施設として指定する。</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>(略)</p> <p>1 国・県の対策本部等との連携</p> <p>市は、各種の調整や情報共有を行うなど県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と密接な連携を図る。</p> <p>また、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る<u>こととするが、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u></p> <p><u>なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要<u>があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。</u></p> <p>また、<u>通信の途絶等により</u>知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、静岡地方協力本部長等を通じて、防衛大臣に連絡する。</p> <p>(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（<u>脚注へ転記</u>）並びに治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（<u>脚注へ転記</u>）及び知事の要請に基づく出動（<u>脚注へ転記</u>））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p> <p>(略)</p>
----	---	---

浜松市国民保護計画 新旧対照表

49	<p>(略)</p> <p>9 住民への協力要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難住民の誘導に必要な援助</p> <p>避難住民を誘導する市の職員並びに消防吏員又は消防団員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。協力を要請する内容は、住民避難の誘導、移動中における食品等の配布、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な者者の避難の介助等とする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>ア 市長は、市の執行機関その他関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp) に警報の内容を掲載するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の伝達については、市長は、原則として次の方法により行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>9 住民への協力要請</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難住民の誘導に必要な援助</p> <p>避難住民を誘導する市の職員並びに消防吏員又は消防団員は、必要があると認めるときは、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。協力を要請する内容は、住民避難の誘導、移動中における食品等の配布、高齢者、障害のある人等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難の介助等とする。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>ア 市長は、市の執行機関その他関係機関に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (脚注へ転記) に警報の内容を掲載するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として次の方法により行うものとする。</p> <p>(略)</p>
----	--	---

浜松市国民保護計画 新旧対照表

52	第3編	<p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の<u>整備に努める</u>。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、自主防災組織、自治会等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難実施要領を策定する際の主な項目及び留意事項</p> <p>(略)</p> <p>カ 避難の手段及び避難の経路</p> <p>集合後に行う避難の交通手段を明示するとともに、避難経路等、避難の詳細を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(略)</p> <p>ク 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施する</p>	<p><u>※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を<u>整備する</u>。</p> <p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、<u>平素からの地域との密接なつながりを活かし</u>、自主防災組織、自治会<u>や避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する<u>ものとし、具体的には、避難行動要支援者について、福祉関係部局を中心に避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速で正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難実施要領を策定する際の主な項目及び留意事項</p> <p>(略)</p> <p>カ 避難の手段及び避難の経路</p> <p>集合後に行う避難の交通手段を明示するとともに、<u>避難誘導の開始時間及び避難経路等</u>、避難の詳細を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>(略)</p> <p>ク 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者 <u>(避難行動要支援者)</u> への対応</p> <p>高齢者、障害のある人、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施する</p>
----	-----	---	--

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	<p>ために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者</u>の避難方法の決定</p> <p>(略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、避難経路の要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な高齢者、障害のある人、乳幼児等を車両により</u>運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携し、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>高齢者、障害のある人等</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(7) 市長は、避難の指示に基づき住民を屋内に避難させる。</p> <p>この場合において、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。</p>	<p>ために、これらの者への対応方法を記載する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>要支援者</u>の避難方法の決定</p> <p>(略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(略)</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>ア 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、避難経路の要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者の人員輸送車両等による</u>運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>イ 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携し、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど、地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) 武力攻撃事態の類型等に応じた住民避難</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(7) 市長は、避難の指示に基づき住民を屋内に避難させる。</p> <p>この場合において、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。</p> <p><u>市長は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。</u></p>
--	--	---

浜松市国民保護計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>(5) 地域特性に応じた住民避難</p> <p>ア 都市部における住民の避難</p> <p>都市部の住民の避難が必要となる場合には、市長は、避難の準備が整っている場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 中山間地域など交通機関が限られている地域における住民の避難</p> <p>中山間地域など公共交通機関が限られている地域においては、市長は、知事による避難の指示により、避難の交通手段として自家用車等を使用させることができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 高齢者、障害のある人、外国人等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、国際交流協会等と協力して、<u>高齢者、障害のある人、外国人等</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(12) 動物の保護等に関する配慮</p> <p>市は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」<u>(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産</u></p>	<p>(略)</p> <p>(5) 地域特性に応じた住民避難</p> <p>ア 都市部における住民の避難</p> <p>都市部の住民の避難が必要となる場合には、市長は、避難の準備が整っている場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内への避難の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努める。</p> <p><u>イ 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難</u></p> <p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても市長は施設管理者と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑にできるよう必要な対策をとるものとする。</u></p> <p>ウ 中山間地域など交通機関が限られている地域における住民の避難</p> <p>中山間地域など公共交通機関が限られている地域においては、市長は、知事による避難の指示により、避難の交通手段として自家用車等を使用させることができるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 高齢者、障害のある人、外国人等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害のある人、外国人等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、国際交流協会、<u>民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体</u>等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。<u>(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</u></p> <p><u>(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</u></p> <p>(略)</p> <p>(12) 動物の保護等に関する配慮</p> <p>市は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」<u>(脚注へ転記)</u>」に基づき、所要の措置を講ずるよう努める。</p>
--	---	---

浜松市国民保護計画 新旧対照表

60	第3編	<p><u>局畜産部畜産企画課</u>」に基づき、所要の措置を講ずるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>第5章 救援</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救援に当たっての留意事項</p> <p>市長は、救援の実施に際しては、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>ア 収容施設の供与</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(<u>賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。</u>)とその用地の把握)</p> <p>(略)</p> <p>オ 埋葬及び火葬</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 「広域火葬計画の策定について」(<u>平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知</u>)を踏まえた対応</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 法第122条及び政令第34条の規定に基づき「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及</p>	<p>(略)</p> <p>第5章 救援</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(<u>脚注へ転記</u>)以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救援に当たっての留意事項</p> <p>市長は、救援の実施に際しては、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>ア 収容施設の供与</p> <p>(略)</p> <p>(カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(<u>脚注へ転記</u>)とその用地の把握)</p> <p>(略)</p> <p>オ 埋葬及び火葬</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 「広域火葬計画の策定について」(<u>脚注へ転記</u>)を踏まえた対応</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 法第122条及び政令第34条の規定に基づき「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及</p>
----	-----	--	--

浜松市国民保護計画 新旧対照表

66	<p>第3編</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市長は、安否情報を遅滞なく、安否情報省令第2条に規定する様式第3号により知事へ報告する。</p> <p>(略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>市長は、安否情報を遅滞なく、安否情報省令第2条に規定する様式第3号により、<u>原則として、安否情報システムを利用して</u>知事へ報告する。</p> <p><u>ただし、安否情報システムが利用できない場合は、別に定める様式に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を電子メール等により知事へ送付するものとし、事態が急迫してこれらの方法によることが出来ない場合は、電話などにより報告する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>市は、日本赤十字社<u>静岡</u>県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p>
----	---	--

浜松市国民保護計画 新旧対照表

69	第3編	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 生活関連等施設の安全確保等</p> <p>市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があるため、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定めるとともに、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>市長は、危険物質等（<u>法第103条第1項に規定する物質をいう。以下同じ。</u>）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のため次に掲げる措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第1 生活関連等施設の安全確保等</p> <p>市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があるため、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を定め、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除</p> <p>(1) 危険物質等に関する措置命令</p> <p>市長は、危険物質等（<u>脚注へ転記</u>）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のため次に掲げる措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(略)</p>
78	第3編	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>○ 市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告するため、被災情報の収集及び報告の必要な事項について、次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>3 市長は、被災情報の収集に当たっては、知事及び消防庁長官を経由して総務大臣に対し「<u>火災・災害等報告取扱要領</u>」第3災害報告に規定する別記第3号様式により収集し、報告する。</p> <p>(略)</p>	<p>第8章 被災情報の収集及び報告</p> <p>○ 市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告するため、被災情報の収集及び報告の必要な事項について、次のとおり定める。</p> <p>(略)</p> <p>3 市長は、被災情報の収集に当たっては、知事及び消防庁長官を経由して総務大臣に対し「<u>(2)被災情報報告様式</u>」により収集し、報告する。</p> <p>(略)</p>
79	第3編	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p>

浜松市国民保護計画 新旧対照表

81	第3編	<p>(1) 廃棄物処理対策</p> <p>市は、市地域防災計画に準じた措置を講ずる。この場合において「静岡県がれき・残骸物処理指針」(平成9年静岡県作成)、「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」(平成8年・9年静岡県作成)、「一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書」(平成13年締結)等を参考とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 廃棄物処理の特例</p> <p>ア 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号。)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市税の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 廃棄物処理対策</p> <p>市は、市地域防災計画に準じた措置を講ずる。この場合において「災害廃棄物対策指針」等を参考とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 廃棄物処理の特例</p> <p>ア 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(脚注へ転記)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。</p> <p>(略)</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市税の減免等</p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(脚注へ転記)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p>1 法で規定される赤十字標章等</p>
82	第3編	<p>第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p>1 法で規定される赤十字標章等</p>	<p>第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p>1 法で規定される赤十字標章等</p>

浜松市国民保護計画 新旧対照表

用語集	<p>(1) 赤十字標章等の交付及び管理</p> <p>ア 市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン <u>(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)</u>」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に掲げる医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し、又は使用させる。</p>	<p>(1) 赤十字標章等の交付及び管理</p> <p>ア 市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン <u>(脚注へ転記)</u>」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に掲げる医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し、又は使用させる。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行</th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さ行</td> <td>指定行政機関</td> <td>国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛<u>施設</u>庁、総務省及び消防庁などをいう。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">た行</td> <td>対策本部</td> <td>武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針という。)が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する<u>武力攻撃事態等</u>対策本部をいう。</td> </tr> <tr> <td>対策本部長</td> <td><u>武力攻撃事態等</u>対策本部又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。</td> </tr> </tbody> </table>	行	用語	説明	さ行	指定行政機関	国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛 <u>施設</u> 庁、総務省及び消防庁などをいう。	た行	対策本部	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針という。)が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する <u>武力攻撃事態等</u> 対策本部をいう。	対策本部長	<u>武力攻撃事態等</u> 対策本部又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行</th> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さ行</td> <td>指定行政機関</td> <td>国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛<u>省</u>、総務省及び消防庁などをいう。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">た行</td> <td>対策本部</td> <td>武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針という。)が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する事態対策本部をいう。</td> </tr> <tr> <td>対策本部長</td> <td>事態対策本部又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。</td> </tr> </tbody> </table>	行	用語	説明	さ行	指定行政機関	国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛 <u>省</u> 、総務省及び消防庁などをいう。	た行	対策本部	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針という。)が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する事態対策本部をいう。	対策本部長
行	用語	説明																					
さ行	指定行政機関	国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛 <u>施設</u> 庁、総務省及び消防庁などをいう。																					
た行	対策本部	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針という。)が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する <u>武力攻撃事態等</u> 対策本部をいう。																					
	対策本部長	<u>武力攻撃事態等</u> 対策本部又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。																					
行	用語	説明																					
さ行	指定行政機関	国の省庁で、事態対処法施行令で定める機関をいう。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛 <u>省</u> 、総務省及び消防庁などをいう。																					
た行	対策本部	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針という。)が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する事態対策本部をいう。																					
	対策本部長	事態対策本部又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。																					